

事業主のみなさん！！事業所のお困り事ありませんか？

無料でアドバイザー派遣をします！

アドバイザー派遣とは

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく女性の活躍と、ワーク・ライフ・バランスの推進等に取り組む市内事業者への支援を目的としています。また、ハラスメントや働き方改革、LGBTQ等の社員向け研修も実施可能です。ワーク・ライフ・バランス等に関するお困りごとを一度ご相談ください。

相談例

●社員に研修を受けさせたい →無料で研修講師を派遣します！

ハラスメント研修	いわゆるパワハラ防止法が改正され、中小企業も含め雇用管理上の措置対策が義務化になりました。事業者として何を行うべきか研修や勉強会を通じ学びます。
働き方の見直しに関する研修	働き方改革を円滑に進めるには、労務管理に関する基礎知識が必要です。管理職の皆様には基礎知識を学んで頂き、日頃の労務管理の見直しに繋がります。また、一般職の皆様には制度の必要性を理解して頂くとともに、これまでの自身の働き方を振り返ります。
LGBTQに関する研修	LGBTQについて学び、一人ひとりの個性を尊重し合い、みんなが気持ちよく過ごせる職場作りについて学びます。

●職場環境の相談をしたい →無料でアドバイザーを派遣します！

- ・テレワークを導入するなど勤務体制を見直したい
- ・一般事業主行動計画を策定したい
- ・あいち女性輝きカンパニーやえるぼし、くるみん等の認証を取得したい
- ・ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境を整備したい
- ・女性活躍に関する各種認証や助成金について教えて欲しい
- ・LGBTQに関する労務管理（福利厚生等）について相談したい

問題の見直しと、
解決のチャンス!!



【派遣期間】 令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)

※ 派遣日は、アドバイザーと日程調節を行います。

【申込期間】 令和7年3月3日(月)まで

※ 先着順。予算が上限に達する見込みとなった時点で受付終了します。

【申込要件】
・市内に事業所を有する事業者
・そのほか市長が認めた団体

【派遣回数】 1事業所につき5回を上限とし、1回2時間まで

【派遣方法】 事業所へ直接、またはWEB会議システムでの派遣

【その他・注意事項】 ※WEB 会議システムでの派遣の場合、必要な機器（PC 等）をご準備ください。

※アドバイザー派遣費用（謝礼）は岡崎市が負担します。

※助言・提案に基づく改善は、事業者様の御判断責任のもとに実施してください。

※岡崎市及び派遣アドバイザーは、事業者様に損害が生じた場合の責任は負いません。



申込 URL



岡崎市ホームページ

岡崎市 多様性社会推進課 〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地(東庁舎2階)

TEL:0564-23-6222 E-mail:tayosei@city.okazaki.lg.jp

